

**令和 8 年度木造住宅耐震化促進に向けた広報戦略策定及び広報媒体作成委託業務
委託仕様書**

1 背景

- 広島県耐震改修促進計画（第 4 期）において、住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 県内の旧耐震木造住宅における耐震診断率は 1.5%と低い状況にあり、耐震診断を実施しても、耐震改修を実施する割合は 10%と低い状況であり、所有者が耐震化に向けた行動を起こせていない。
- 県内において、住宅が多数倒壊するような大規模な地震が近年発生していないため、耐震化に向けた問題意識が低い。
- 旧耐震木造住宅が多く、耐震診断や耐震改修工事の相談先、費用・工期等について効果的な周知ができておらず、所有者に対しての意識啓発が十分にできていない。
- 旧耐震木造住宅の世帯数 213,300 世帯のうち、65 歳以上の世帯数は 164,000 世帯（76.9%）であり、65 歳以上の世帯に対する意識啓発に課題がある。
- 本業務では、木造住宅の耐震化促進に向け、ターゲット属性ごとの特性や行動特性等を踏まえた効果的な広報戦略を策定するとともに、広報によって耐震化に関心を持った県民を、耐震診断等の具体的な行動につなげるための情報発信及び導線を設計する。
- 広報戦略に基づき、県民への情報提供や、市町等が住宅所有者に直接働きかける際に活用できるパンフレット等の広報媒体を作成することにより、木造住宅の耐震化促進を図る。

2 事業目的

耐震化率 現状（R8.3）：87.4%（令和 5 年全国平均：約 90%） 目標（R13.3）：検討中

3 業務内容

（1）ターゲットの整理・分析

- ・県で想定しているターゲット属性は以下の通りであるが、その他にターゲット属性が想定される場合は提案し、属性ごとの周知方法を検討すること。

ターゲット属性	高齢者世帯		子育て世帯
	①家を相続しない人	②家を相続する人	③中古住宅を購入・相続し、建替・改修する人
傾向	将来的に家が「空き家」になることが確定している世帯。「自分たちの死後、家は取り壊すのに大金をかけるのは無駄」と強く考える傾向がある。	将来的に子ども世帯が実家に戻ってくる可能性がある世帯。「孫を安全な環境で遊ばせたい」「資産として価値のある家を残したい」と考える傾向がある。	住替えにおいて中古住宅を購入・相続を検討している世帯。「子育てに適した環境を整えたい」と考える傾向がある。
対策・施策	・リバースモーゲージ（リ・バース 60 など）	・リノベーション一体型耐震改修 ・断熱・省エネ改修と	・リノベーション一体型耐震改修 ・断熱・省エネ改修と

	・ 住み替え支援 ・ バリアフリー改修＋ 耐震改修の同時施工	のセット ・ 建替え	のセット ・ 建替え
--	--------------------------------------	---------------	---------------

- ・ 本委託業務の対象者は、上記①～③のターゲット属性のうち、耐震診断を行っていない所有者を主とする。
- ・ ターゲットの耐震化に対する認知状況、耐震化の必要性・危険性に対する理解度、補助制度の認知状況、耐震診断・耐震改修を実施する際の阻害要因、情報収集方法等の定性的な情報を把握するため、ターゲット属性ごとにデプスインタビュー等の調査を実施すること。
- ・ デプスインタビュー等の対象者は、県が想定するターゲット属性ごとに最低３名以上を基本とする。ただし、対象者の選定方法、人数及び調査方法については、調査の目的及び実施可能性を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。

(２) 広報戦略の作成

- ・ 本委託業務の目的

耐震診断件数：令和９年度 50 件

(参考：R12 年度までの本事業の KPI (件))

	継続施策 による効果	本委託業務の広報 戦略による効果	計
R8	80	—	80
R9	80	50	130
R10	80	60	140
R11	80	70	150
R12	80	80	160
計	400	260	660

上記 KPI を達成するための活動指標として以下を想定している。

- ・ 問い合わせ件数：200 件（問合せ件数のうち 2～3 割程度が耐震診断に進むと想定）
- ・ パンフレット配布数：最低 1,000 部
- ・ パンフレットの配布先及び配布先ごとの配布枚数は、広報戦略に基づき提案すること。
- ・ その他に KPI を達成するための活動指標があれば提案すること。
提案した活動指標については、設定根拠、測定方法及び達成可能性を示すこと。
- ・ 広報の実施期間は令和 9 年 6 月から令和 10 年 2 月末までを想定して、戦略を立案すること。
- ・ 県は現状分析に必要な資料として、可能な範囲で次の情報を提供するものとする。
 - ① 補助申請時に改修している所有者アンケートによる、ターゲット属性、住宅所有者等の特性及び行動特性に関する情報
 - ② 旧耐震木造住宅の世帯数、年齢構成等に関する統計情報
 - ③ 耐震診断及び耐震改修の実施状況に関する情報
 - ④ 耐震診断・耐震改修に係る補助制度及び市町の取組状況に関する情報
 - ⑤ その他、県が保有する本業務の実施に必要な情報
- ・ 計画的かつ効果的に住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度及び安価な耐震改修工法の認知度向上を図るため、広報戦略には、少なくとも以下の事項を含むこと。

- ① ターゲット属性ごとの課題
 - ② ターゲットから期待する行動（県としては市町・耐震診断士・事業者等への相談を誘導したい）
 - ③ ターゲット属性ごとのメッセージ
 - ④ ターゲット属性ごとの広報媒体
 - ⑤ 媒体ごとの活用方法（パンフレットについては配布先（媒介者）を含む。）
 - ⑥ 県ホームページ等の受け皿との連携
 - ⑦ 具体的な広報施策
 - ⑧ 効果的な広報時期・頻度
 - ⑨ 予算配分
 - ⑩ KPI・目標値及び達成根拠（達成可能性）
 - ⑪ 効果測定方法
 - ⑫ 効果検証・改善方法
- ・ 広報予算は 3,000,000 円/年以内（令和 9 年 6 月から令和 10 年 2 月末まで）で実施可能なものとする。
 - ・ 広報媒体により特性が異なるため、その特性を最大限生かした戦略とすること。
 - ・ 広報によって関心を持った県民を、県又は市町等の相談窓口、耐震診断士、耐震改修事業者等につなげるための情報提供及び誘導方法について、具体的に検討すること。

（３）パンフレットの作成

- ・ 住宅耐震化の重要性や助成金制度、安価な耐震改修工法等を紹介し、住宅・建築物耐震改修総合支援事業の認知度が拡大するためのパンフレットのデザインデータを令和 9 年 1 月末までを目途に作成すること。
- ・ 校正回数は最大 3 回までとする。
- ・ パンフレットの内容については、次の事項を記載すること。
 - ① 木造住宅の耐震化の必要性
 - ② 耐震診断の必要性
 - ③ 耐震診断の概要（内容・かかる時間等）
 - ④ 耐震改修の必要性
 - ⑤ 耐震改修の方法
 - ⑥ 低コスト耐震改修等の方法
 - ⑦ 耐震診断・耐震改修に係る補助制度
 - ⑧ 工事費用の目安
 - ⑨ 補助制度を利用した場合の自己負担額の目安
 - ⑩ 工事期間の目安
 - ⑪ 耐震診断・耐震改修の相談先
 - ⑫ 耐震改修事業者等の情報
 - ⑬ 耐震改修事例（工法・工期・費用等）
 - ⑭ 耐震化に向けて住宅所有者が取るべき具体的な行動
 - ⑮ その他提案による
- ・ 耐震診断を行った所有者に対しての説明資料としても活用できるものとする。
- ・ パンフレットは、高齢者を含む幅広い県民が内容を理解しやすいよう、文字の大きさ、配色、情報量、文章表現、図表及びレイアウト等を工夫すること。また、電子パンフレットも作成し、プリントアウトしやすいようにしておくこと。
- ・ パンフレットは以下の仕様を想定しているが、県と協議の上進めていくこととする。
仕上りサイズ：A 4 サイズ中綴じ

ページ数：8ページ程度（フルカラー）
紙質：光沢紙（コート）、標準（90kg）
部数：1,500部

- ・パンフレットを次の事項に二次利用できるよう素材を作成すること。
（用途については契約後県と協議の上進めていくこととする。）
 - ① SNS投稿用画像2点
 - ② その他提案による
- ・パンフレットの配布先は以下を想定している。
 - ① 市町
 - ② 個別訪問（耐震診断済み所有者も含む。）
 - ③ 耐震診断時
 - ④ 防災講習会
 - ⑤ リフォームフェア等のイベント
 - ⑥ 県の広報・啓発事業
 - ⑦ その他、受託者が提案する配布先

（４） Web ページ構成案・原稿作成（CMS 掲載用）

- ・Web ページは、広島県が使用する CMS を用いて県職員が構築・掲載することを前提とするため、受託者がサーバー構築、CMS 構築又は Web システム開発を行うものではない。
- ・提案されたデザインで県職員がページ作成を行うため、ページレイアウトについては、画像、見出し及び文章によるシンプルな構成とすること。
- ・「耐震化総合窓口 ～住宅・建築物の耐震化支援情報サイト～」
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/taishin-madoguchi/>) の中にページを構築する。
- ・3 業務内容（１）ターゲットの整理・分析の①②③のターゲット属性ごとに分けて1 ページずつ、合計3 ページ作成すること。
- ・HP の内容は、パンフレットの内容を基に作成すること。
- ・それぞれのページの目的は、市町ホームページへの誘導とし、行動変容を促す内容を中心に構成すること。
- ・ページレイアウトは Word で作成すること。画像は Word の埋め込みデータとは別に軽量化した JPG 形式として納品すること。（横幅 960px 程度）

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

5 打ち合わせ

打ち合わせ協議はオンライン会議を併用しながら適宜実施する。

6 成果品

- （１） 業務報告書 A4 版簡易ファイル製本 1 部
- （２） パンフレット印刷物 1,500 部
- （３） 電子データ DVD 等（以下のデータを含むもの） 2 部
 - ① 業務報告書
 - ② デプスインタビューの報告書
 - ③ 広報戦略 電子データ
 - ④ パンフレット完成版 電子データ（PDF）
 - ⑤ パンフレット印刷用データ（アウトライン化データ）

- ⑥ パンフレット編集可能データ（アウトライン前データ（編集用）、将来的な内容修正・再印刷・二次利用が可能となるよう、完成 PDF 等の印刷用データに加え、編集可能なデータを納品すること）
- ⑦ 二次利用素材 電子データ
- ⑧ Web ページ構成案・原稿 Word 形式
- ⑨ Web ページ掲載用画像 JPG 形式
- ⑩ その他、本業務において作成した資料及び電子データ 一式

7 成果の帰属及び秘密保持

（１）成果の帰属

- ・ 本業務により得られた効果は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

（２）秘密保持

- ・ 受託者は、本業務に関して本県から受領又は閲覧に供した資料等は、本県の承諾なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他

- （１） 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- （２） 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。
- （３） 業務委託契約約款第３条により業務工程表を提出する際には、公募型プロポーザルにおいて提案した内容を漏れなく盛り込み、実行することとする。
- （４） 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行うとともに、発注者と定期的に打ち合わせを行うものとする。